

議案第 77 号

大口町書面審議に関する関係条例の整備に関する条例の制定について

大口町書面審議に関する関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、新型コロナウイルス対策の一環として、審議会等の会議において、書面審議に関する規定を整備することに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町書面審議に関する関係条例の整備に関する条例

(大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 大口町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年大口町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、同条第3項中「の会議」を削る。

第16条を第17条とし、第9条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、会議が第7条第1項の規定による場合の意見の陳述は、次条の規定に準じて行うものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 大口町行政不服審査会条例（平成28年大口町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第4項中「審査会の」を削る。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(書面審議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。

(大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第3条 大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年大口町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条第6項中「審議会は、会長が」を「審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項本文の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

(大口町行政経営審議会条例の一部改正)

第4条 大口町行政経営審議会条例(平成26年大口町条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「審議会の会議」の次に「(以下「会議」という。)」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町まちづくり活動促進委員会設置条例の一部改正)

第5条 大口町まちづくり活動促進委員会設置条例(平成29年大口町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(書面審議)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕が

ないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町防災会議条例の一部改正)

第6条 大口町防災会議条例(昭和38年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「防災会議」の次に「の会議(以下「会議」という。)」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(書面審議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町国民保護協議会条例の一部改正)

第7条 大口町国民保護協議会条例(平成18年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「協議会」の次に「の会議(以下「会議」という。)」を加える。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(書面審議)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正)

第8条 大口町地域交通推進会議設置条例(平成17年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「推進会議」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第3項中「推進会議」を「会議」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第7条 前条第1項本文の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（大口町都市計画審議会条例の一部改正）

第9条 大口町都市計画審議会条例（平成12年大口町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「審議会の」を削る。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（大口町空家等対策協議会設置条例の一部改正）

第10条 大口町空家等対策協議会設置条例（平成31年大口町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審

議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第11条 大口町子ども・子育て会議設置条例(平成26年大口町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条、第2条、第3条並びに第5条第1項及び第3項中「会議」を「子ども・子育て会議」に改める。

第6条第1項中「会議」を「子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)」に改め、同条第2項中「議事」を「子ども・子育て会議の議事」に改める。

第9条中「会議」を「子ども・子育て会議」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「会議」を「子ども・子育て会議」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(書面審議)

第7条 前条第1項本文の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町保育所運営委員会設置条例の一部改正)

第12条 大口町保育所運営委員会設置条例(令和元年大口町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町障がい福祉調整会議設置条例の一部改正)

第13条 大口町障がい福祉調整会議設置条例(平成28年大口町条例第32号)

の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(書面審議)

第 7 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町高齢者サービス調整会議設置条例の一部改正)

第 1 4 条 大口町高齢者サービス調整会議設置条例(平成 2 6 年大口町条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「調整会議」の次に「の会議(以下「会議」という。)」を加え、同条第 2 項中「議事」を「調整会議の議事」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(書面審議)

第 7 条 前条第 1 項本文の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第 1 項ただし書及び第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

(大口町公民館運営審議会設置条例の一部改正)

第 1 5 条 大口町公民館運営審議会設置条例(平成 6 年大口町条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「会議」を「審議会の会議(以下「会議」という。)」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第6条 審査会の会議（以下「<u>会議</u>」という。）は、会長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p>第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもちて会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(審査請求における審査会の調査権限)</p> <p>第8条 略</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、会議が第7条第1項規定による場合の意見の陳述は、次条の規定に準じて行うものとする。</u></p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第10条 略</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第11条 略</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第12条 略</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(諮問実施機関への意見)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 審査会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会<u>の会議</u>の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>(審査請求における審査会の調査権限)</p> <p>第7条 略</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第9条 略</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第10条 略</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第11条 略</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第12条 略</p> <p>(諮問実施機関への意見)</p> <p>第13条 略</p>

新	旧
(庶務) <u>第 1 5 条</u> 略	(庶務) <u>第 1 4 条</u> 略
(委任) <u>第 1 6 条</u> 略	(委任) <u>第 1 5 条</u> 略
(罰則) <u>第 1 7 条</u> 略	(罰則) <u>第 1 6 条</u> 略

大口町行政不服審査会条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第5条 <u>審査会の会議（以下「会議」という。）</u>は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会議は、非公開とする。</p> <p>5 委員は、自己の利害に関係する議事に関与することができない。</p> <p><u>（書面審議）</u></p> <p>第6条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもち、会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(守秘義務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 <u>審査会の会議</u>は、非公開とする。</p> <p>5 委員は、自己の利害に関係する議事に関与することができない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第6条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(大口町公の施設指定管理者審議会)</p> <p>第14条 町長の諮問に応じ、公の施設の指定管理者の選定をするため、又は第7条の報告に基づき指定管理者の評価をするため、大口町公の施設指定管理者審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。また、審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>7 <u>前項本文の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもちて会議に代えることができる。</u></p> <p>8 略</p>	<p>(大口町公の施設指定管理者審議会)</p> <p>第14条 町長の諮問に応じ、公の施設の指定管理者の選定をするため、又は第7条の報告に基づき指定管理者の評価をするため、大口町公の施設指定管理者審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>審議会は、会長が招集する。また、審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>7 略</p>

大口町行政経営審議会条例の一部改正新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議（以下「<u>会議</u>」という。）は、町長の諮問に応じ、会長が招集し、その議長となる。ただし、第2条第1項各号に掲げる事項に関し、会長が必要があると認めるときは、町長の諮問によることなく会議を招集することができる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>（書面審議）</u></p> <p>第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもち、会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>（関係者の出席等）</p> <p>第8条 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第9条 略</p> <p>（委任）</p> <p>第10条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議は、町長の諮問に応じ、会長が招集し、その議長となる。ただし、第2条第1項各号に掲げる事項に関し、会長が必要があると認めるときは、町長の諮問によることなく会議を招集することができる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（関係者の出席等）</p> <p>第7条 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 略</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 略</p>

大口町まちづくり活動促進委員会設置条例の一部改正新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事に直接の利害関係を有する委員は、表決に加わることができない。</p> <p>4 委員会は、会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事に直接の利害関係を有する委員は、表決に加わることができない。</p> <p>4 委員会は、会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。</p>
<p><u>(書面審議)</u></p> <p>第8条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。</u></p>	
<p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p>	
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>

大口町防災会議条例の一部改正新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第5条 <u>防災会議の会議（以下「会議」という。）</u>は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p>第6条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>

大口町国民保護協議会条例の一部改正新旧対照表（第7条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第4条 <u>協議会の会議（以下「会議」とい</u> <u>う。）は、会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>（書面審議）</u></p> <p>第5条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長</u> <u>は会議を招集する時間的余裕がないと認める</u> <u>場合その他やむを得ない理由のある場合は、</u> <u>書面を委員に回付し審議をすることをもち</u> <u>て会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場</u> <u>合について準用する。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 協議会は、会長が招集し、その議長と なる。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>

大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正新旧対照表（第8条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第6条 推進会議の<u>会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 <u>会議</u>は、原則として公開とする。</p> <p>4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは助言を聴き、又は資料の提供を求めることができる。</p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p>第7条 <u>前条第1項本文の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第8条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 <u>推進会議</u>は、原則として公開とする。</p> <p>4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは助言を聴き、又は資料の提供を求めることができる。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第7条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>

大口町都市計画審議会条例の一部改正新旧対照表（第9条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第7条 審議会の会議（以下「<u>会議</u>」<u>という。</u>）は、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p>第8条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもちて会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>審議会の</u>会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>

大口町空家等対策協議会設置条例の一部改正新旧対照表（第10条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 協議会は、会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。</p> <p><u>（書面審議）</u></p> <p>第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(秘密保持)</p> <p>第8条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 協議会は、会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第7条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>

大口町子ども・子育て会議設置条例の一部改正新旧対照表（第11条関係）

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大口町子ども・子育て会議（以下「<u>子ども・子育て会議</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大口町子ども・子育て会議（以下「<u>会議</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p>
<p>第2条 <u>子ども・子育て会議</u>は、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(組織)</p>	<p>第2条 <u>会議</u>は、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(組織)</p>
<p>第3条 <u>子ども・子育て会議</u>は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(任期)</p>	<p>第3条 <u>会議</u>は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(任期)</p>
<p>第4条 略</p> <p>(会長及び副会長)</p>	<p>第4条 略</p> <p>(会長及び副会長)</p>
<p>第5条 <u>子ども・子育て会議</u>に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>第5条 <u>会議</u>に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 略</p>
<p>3 会長は、<u>子ども・子育て会議</u>の会務を総理し、<u>子ども・子育て会議</u>を代表する。</p> <p>4 略</p>	<p>3 会長は、<u>会議</u>の会務を総理し、<u>会議</u>を代表する。</p> <p>4 略</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第6条 <u>子ども・子育て会議の会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開催することができない。</p>	<p>第6条 <u>会議</u>は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開催することができない。</p>
<p>2 <u>子ども・子育て会議</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p>	<p>2 <u>議事</u>は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p>
<p>3 会長は、その所掌事務を遂行するため必要</p>	<p>3 会長は、その所掌事務を遂行するため必要</p>

新	旧
<p>があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。</p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p><u>第7条 前条第1項本文の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。</u></p> <p><u>2 前条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部福祉こども課において処理する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。</u></p>	<p>があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条 会議の庶務は、健康福祉部福祉こども課において処理する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</u></p>

大口町保育所運営委員会設置条例の一部改正新旧対照表（第12条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。ただし、3分の1以上の委員から請求のあったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員会は、会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。ただし、3分の1以上の委員から請求のあったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員会は、会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。</p>
<p><u>(書面審議)</u></p> <p>第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。</u></p>	
<p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p>	
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第8条 略</p>

大口町障がい福祉調整会議設置条例の一部改正新旧対照表（第13条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第6条 調整会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 調整会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。</p> <p><u>（書面審議）</u></p> <p>第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 調整会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 調整会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>

大口町高齢者サービス調整会議設置条例の一部改正新旧対照表（第14条関係）

新	旧
<p>(会議)</p> <p>第6条 <u>調整会議の会議（以下「会議」という。）</u>は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開催することができない。</p> <p>2 <u>調整会議の議事は</u>、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聞くことができる。</p> <p><u>(書面審議)</u></p> <p>第7条 <u>前条第1項本文の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることを</u>もって会議に代えることができる。</p> <p>2 <u>前条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(その他必要事項)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 調整会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開催することができない。</p> <p>2 <u>議事は</u>、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聞くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(その他必要事項)</p> <p>第8条 略</p>

大口町公民館運営審議会設置条例の一部改正新旧対照表（第15条関係）

新	旧
<p>(役員)</p> <p>第3条 審議会は、委員のうちから会長及び副会長を互選する。</p> <p>2 会長及び副会長の任期は1年とする。</p> <p>3 会長は、必要に応じ<u>審議会の会議（以下「会議」という。）</u>を招集し、これを総理する。</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもちて会議に代えることができる。</u></p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第3条 審議会は、委員のうちから会長及び副会長を互選する。</p> <p>2 会長及び副会長の任期は1年とする。</p> <p>3 会長は、必要に応じ<u>会議</u>を招集し、これを総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>